

兵庫県公報

令和2年1月14日 火曜日 第73号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	8
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	8
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	9
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	9
○ 同 上（中播磨県民センター）	10
○ 同 上（淡路県民局）	10
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立芦屋特別支援学校）	10
正 誤	
○ 令和元年11月12日付け兵庫県公報第57号中	13

告 示

兵庫県告示第30号

1に掲げる公印を平成30年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年4月1日からその使用を開始した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県立健康生活科学
研究所長印

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県立健康科学研究
所長印



兵庫県告示第31号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和2年3月7日（土） 姫路市

同 月8日（日） 神戸市、西宮市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複

数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、令和元年9月末から配布している。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和2年2月3日(月)から同月10日(月)まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること(土曜日及び日曜日を除く)。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること(令和2年2月10日(月)までの消印有効)。

(2) 電子申請(インターネットによる申請)

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和2年1月31日(金)午前9時から同年2月7日(金)午後5時まで

4 問合せ先

(1) 試験全般(電子申請を除く。)

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078)385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570)07-1000



兵庫県告示第32号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
薬局人丸ファーマシー西脇	西脇市大木町287-4	令和元年11月1日
キリン堂薬局黒田庄店	同 市黒田庄町田高317-2	同 年12月1日
訪問看護ステーションハート・ウォーム	宝塚市伊子志3-13-22 キャピタルI 103号	同 年9月1日
新生薬局	三木市志染町東自由が丘1-820-3	同 年11月1日
高砂市民病院	高砂市荒井町紙町33-1	同 年6月1日
川西おの小児科・アレルギー科	川西市出在家町13-12-3	同 年11月1日

よしの歯科クリニックPLUS	同 市久代4-2-10-88 1階	同 年12月1日
あるく訪問看護ステーション	同 市久代3-30-20 グレイス川西南館106号	同 年11月1日
田中歯科クリニック	丹波市氷上町成松517-3	同 年12月1日
かごしげクリニック	淡路市多賀1275	同 年11月1日



兵庫県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
加古川駅前クリニック	加古川市加古川町溝之口503-2 ビエラ加古川	医療機関名称
医療法人社団こだま医院	同 市尾上町今福467-2	同上
聖隷訪問看護ステーション山本	宝塚市切畑字長尾山5-321	所在地
アイン薬局川西池田店	川西市栄根2-6-32-303	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
洲本市五色訪問看護ステーション	洲本市五色町鮎原西1-1
有限会社なかにし薬局	丹波篠山市乾新町156-2
中川内科医院	丹波市山南町谷川2029-3
ゴダイ薬局氷上店	同 市氷上町横田777-1
ゴダイ調剤薬局太子嶋店	揖保郡太子町嶋中樋365-1



兵庫県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
タマル産婦人科	丹波篠山市東吹404-1



兵庫県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
公立浜坂病院	美方郡新温泉町二日市 184-1	新温泉町長 西 村 銀 三	美方郡新温泉町浜坂 2673-1	令和元年10月1日



兵庫県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
アイン薬局川西池田店	川西市栄根2-6-32-303	株式会社アインファーマシーズ	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	事業所名称
聖隷ケアプランセンター花屋敷	宝塚市切畑字長尾山5-321	社会福祉法人聖隷福祉事業団	浜松市中区住吉2-12-12	所在地
聖隷訪問看護ステーション山本	同 上	同 上	同 上	同 上
かわぐちデイサービス	伊丹市昆陽泉町1-1-2	有限会社川口商店	伊丹市昆陽泉町1-1-2	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
ゴダイ薬局氷上店	丹波市氷上町横田777-1	ゴダイ株式会社	姫路市綿町104 スクエアビル2F
ゴダイ薬局太子鶴店	揖保郡太子町鶴中樋365-1	同 上	同 上
洲本市五色訪問看護ステーション	洲本市五色町鮎原西1-1	洲本市長	洲本市本町3-4-10
デイサービス杏の里御津No.9	たつの市御津町中島字岩崎98	医療法人社団石橋内科	姫路市広畑区東新町1-29
有限会社なかにし薬局	丹波篠山市乾新町156-2	有限会社なかにし薬局	丹波篠山市真南条中465-1
宮崎サポートオフィス居宅介護支援事業所	相生市陸本町7-23	合同会社宮崎サポートオフィス居宅介護支援事業所	相生市陸本町7-23

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
訪問看護ステーションMARE	伊丹市山田5-3-3 スギ薬局2F	株式会社ナッセ	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビル7F



兵庫県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 充	おかだ鍼灸整骨院	宝塚市売布東の町11-5	令和元年11月1日
瀧石 慎吾	たき整骨院	三木市志染町西自由が丘1-431	同 月15日



兵庫県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第5項の規定により、加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画の一部変更をし、円山川地域森林計画の樹立をしたので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立は令和2年4月1日からその効力を生ずるものとし、この計画の一部変更は公表の日からその効力を生ずるものとする。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 樹立及び一部変更した地域森林計画及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
加古川地域森林計画の一部変更	平成29年4月1日から令和9年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	平成31年4月1日から令和11年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の樹立	令和2年4月1日から令和12年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 樹立及び一部変更年月日

令和元年12月24日

**兵庫県告示第39号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神崎郡神河町淵字石穴209の4，209の5，209の5の2から209の5の4まで、209の5の6から209の5の8まで、209の5の10から209の5の33まで、209の5の36から209の5の39まで、209の7から209の12まで、209の23、209の24、209の28から209の32まで、209の38、209の39、宇向山210の1、210の2、210の4、210の5、210の7から210の18まで、210の22、210の24から210の27まで、210の32、210の35、210の39、210の40、210の45から210の48まで、210の50
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第40号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年1月11日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
佐用町奥金近地内

**兵庫県告示第41号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間
令和元年9月10日から同年12月20日まで
- 3 作業地域
三木市の一部

兵庫県告示第42号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
坊 崎（3）	姫 路 市		家 島 町 坊 勢	坊 崎	1番の一部、2番の一部、697番5の一部、697番9の一部、697番10の一部、697番149の一部、697番158の一部、697番159の一部、746番の一部

兵庫県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画地区計画	玉津・櫛谷工業地区地区計画
西 脇 市	東播都市計画地区計画	日野地区地区計画

兵庫県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	神戸市公共下水道
同 市	神戸国際港都建設計画下水道	
同 市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同 市	神戸国際港都建設計画区域区分	
尼 崎 市	阪神間都市計画生産緑地地区	大蔵海岸通地区地区計画 3.3.301号曾根松原公園
伊 丹 市	阪神間都市計画生産緑地地区	
明 石 市	東播都市計画地区計画	
高 砂 市	東播都市計画公園	

兵庫県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01丹波位置 0004号	1.12.25	丹波篠山市東古佐字ハザコノ坪144番1の一部、152番の一部、176番1の一部	5.00	102.37

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 藤江石油	南あわじ市志知122-5	令和元年11月30日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古宮2丁目294番、298番、307番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島2番地
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年11月12日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-37-3号（30播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市平田一丁目14番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市平田197番地の1
一山秀二

3 許可年月日及び許可番号

令和元年11月12日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13号（1三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町福崎新字町田402番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

朝来市和田山町平野311番地6

山下商事株式会社 代表取締役 山下 昇

3 許可年月日及び許可番号

令和元年9月24日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-16号（1福崎）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

淡路市夢舞台1番64

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府松原市上田八丁目15番12号

株式会社イレブンインターナショナル 代表取締役 板倉 剛

3 許可年月日及び許可番号

令和元年7月22日

兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-1号（1淡路）

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年1月14日

契約担当者

兵庫県立芦屋特別支援学校長 河村 有紀彦

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県立芦屋特別支援学校給食業務委託 一式

(2) 業務の内容及び仕様等

学校給食業務委託 仕様は入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで（1年自動更新）

(4) 履行場所

兵庫県立芦屋特別支援学校

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4935

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 派遣者について、栄養士を業務責任者として配置すること。

3 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒659-0034 芦屋市陽光町8番37号

兵庫県立芦屋特別支援学校 担当 西岡

電話（0797）25-5311 F A X（0797）25-5322

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年1月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (3) 入札参加申込書の提出期間

令和2年1月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (4) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年2月12日（水）午後3時から

場所 兵庫県立芦屋特別支援学校内（芦屋市陽光町8番37号）

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年2月10日（月）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

1年度の契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月10日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に兵庫県立芦屋特別支援学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

1年度の契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立芦屋特別支援学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、

その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を、令和2年1月28日（火）午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格（1年間）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Akihiko Kawamura, Principal of Hyogo Prefectural Ashiya Special Support School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Ashiya Special School School lunch outsourcing

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2020 to March 31, 2023 (1-year automatic renewal)

(4) Location:

8-37 Yokocho, Ashiya, Hyogo 659-0034

(5) Deadline for tender:

15:00 February 12, 2020 by direct delivery

16:00 February 10, 2020 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kawamura, Administrative Office, Hyogo Prefectural Ashiya Special Support School

8-37 Yokocho, Ashiya, Hyogo 659-0034

TEL (0797)25-5311

正 誤

○令和元年11月12日付け（兵庫県公報第57号）

兵庫県告示第565号（昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	下から6	役務	物品関係役務